

入札説明書

【総合評価落札方式】

業務名称：

四国における民間企業海外展開支援アドバイザー業務

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書
- 第3 技術提案書の作成要領
- 第4 経費に係る留意点
- 第5 契約書（案）
- 別添 様式集

2020年10月5日

独立行政法人国際協力機構
四国センター（JICA 四国）

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。なお新型コロナウイルスの感染防止のため、従来の書面（郵送）による手続きに代えて電子メール（以下、メールと記載）による手続きを原則とするとともに、押印などの条件も一部緩和します。

1. 公告

公告日 2020年10月5日
調達管理番号 20c00481

2. 契約担当役

四国センター 契約担当役 所長 小林 秀弥

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称

「四国における民間企業海外展開支援アドバイザー業務」
（一般競争入札（総合評価落札方式））

(2) 業務仕様

「第2 業務仕様書」のとおり

(3) 業務履行期間（予定）

2020年11月24日から2022年3月31日（複数年度契約）

4. 担当部署等

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります（以降の文中で参照先にしています）。

〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階
独立行政法人国際協力機構四国センター（通称：JICA 四国。以下、「発注者」）業
務課
【電話】087-821-8824
【FAX】087-822-8870
【メールアドレス】Shirai.Hiroaki@jica.go.jp

(2) 書類授受・提出方法

原則としてメールとします。

メール送付先：(1)のメールアドレス宛

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下の各号のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
 - b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。

c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 法人の場合

① 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。*

② 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

2) 個人の場合

「個人」とは、法人格を持たず、個人（自然人：physical person）の資格で競争に参加する方をいいます。所属先を有する方についても、所属先の代表による書面での了解を得た上で、個人の資格で競争に参加することができます。なお、個人の場合は以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

① 日本国に居住していること。

② 税金の未納がないこと。

③ 日本国の国籍を有すること。

④ 所属先がある場合は、所属先の同意を得ていること。

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式集参照）を作成し、競争参加資格確認申請書（各社ごとに必要です）に添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

a) 再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、技術提案書にその再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。

b) 再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。

c) 当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。

d) なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

* 平成31・32・33年度は令和01・02・03年度に読み替えてください。

(4) 利益相反の排除

- (1) 先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。
- (2) なお本件落札者が当機構の事業である「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」における各スキームに関連し、①コンサルテーション対象の企業に対して、自社人材又は関係者を直接紹介すること及び、②当該スキームへの採択済案件における外部要員として参加することについては、原則として禁止します。ただし、「第2 業務仕様書」の「6. 業務実施上の留意事項」に記載した条件が満たされた場合については、この限りではありません。
- (3) 独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン[†]に基づき、各企業からのコンサルテーション内容について、当該企業の同意なく、落札者の内部及び第3者に提供することを禁止します。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、下記3)の提出書類を提出してください。共同企業体結成の場合には3) a)、b)は代表者、構成員とも提出が必要です。

- 1) 提出期限： 2020年10月12日(月)日本時間正午まで(以下、全て日本時間)
- 2) 提出方法： 提出書類をメール添付のPDFで提出
宛先電子メールアドレス： 上記「4. (1)書類等の提出先」に同じ。

【メールタイトル】

【競争参加資格確認申請書等の提出(社名●●)】調達管理番号20c00481:業務名称「四国における民間企業海外展開支援アドバイザー業務」
--

3) 提出書類:

① 法人の場合

- a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)[†]
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)[§]
令和01・02・03年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)
- c) 下見積書(下記「7. 下見積書」参照)
- d) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - ・ 共同企業体結成届

[†] 独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドラインについては、次のURLをご確認ください。

https://www.jica.go.jp/about/corp_gov/ku57pq00001z19wv-att/j_guide.pdf

[‡] 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで引き続き出社できない場合には押印はなくても可とします。

[§] 同上

- ・ 共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類（上記 a）、b））**

② 個人の場合

- a) 競争参加資格確認申請書（様式集参照）
- b) 住民票の写し（過去 3 ヶ月以内のもの）
- c) 納税証明書「その 3 の 2」（過去 3 ヶ月以内のもの）
- d) 所属先の代表者が同意していることを証する文書（所属先を有する場合）
- e) 下見積書（下記「7. 下見積書」参照）

4) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。2020 年 10 月 15 日（木）までに結果が通知されない場合は、上記「4. (1) 書類等の提出先」に照会ください。

6. その他関連情報

該当なし

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

- (1) 下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。ただし、新型コロナウイルスの感染防止のため在宅勤務が継続するなど、出社できない場合には押印はなくても可とします。
- (2) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (3) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。また、送付するデータに関数・数式の設定がある場合、それらに誤りがあっても当機構は一切責任を負いません。十分ご確認・検算のうえご使用ください。
- (4) 見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。
- (5) 提出期限、提出方法、提出場所は「5. 競争参加資格」の「(5) 競争参加資格の確認」と同じです。

** 引き続き在宅勤務であるなど共同企業体結成届に押印が出来ない場合、各社から代表者名による共同企業体参加表明書（様式は任意、押印はなくても可としますが組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください）を各社から取り付けることで押印に代えることも可とします。

8. 入札説明書に対する質問

(1) 業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従いメールで提出してください。

- 1) 提出期限： 2020年10月12日（月）正午まで
- 2) 提出先：「4. (1)書類等の提出先」参照
- 3) メールタイトルは以下のとおりとしてください。

【メールタイトル】

【入札説明書への質問】調達管理番号 20c00481：業務名称「四国における民間企業海外展開支援アドバイザー業務」

a) 当機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

b) 質問様式：別添様式集参照

(2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていただきますのでご了承ください。

(3) 上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- 1) 2020年10月15日（木）午後4時以降、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

JICA 四国 ホームページ 調達情報（案件公示）

<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2020.html#shikoku>

- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は変更内容を反映したものとして取り扱います。

9. 技術提案書・入札書の提出

(1) 提出期限： 2020年10月28日（水）正午まで

(2) 提出方法： 新型コロナウイルスの感染防止のため、技術提案書（押印写付）・入札書（押印写付）とも、電子データでの提出を原則とします。上記(1)の提出期限日までに(3)をメールに添付して提出ください。

【メールタイトル】

【技術提案書・入札書の提出（社名●●）】 調達管理番号 20c00481：業務名称「四国における民間企業海外展開アドバイザー業務」

(3) 提出書類

- 1) 技術提案書（押印写付）（パスワード付き PDF をメールに添付して提出）
- 2) 入札書（押印写付）（パスワード付き PDF をメールに添付して提出）

(4) その他

- 1) 技術提案書のパスワードは技術提案書の提出と同時に別のメールで同じ宛先に次のタイトルで送付ください。

【メールタイトル】

【技術提案書パスワードの提出（社名●●）】調達管理番号 20c00481：業務名称「四国における民間企業海外展開アドバイザー業務」

- 2) 入札書のパスワードは、下記「12. 入札執行（入札会）の日時及び場所等」に記載した日時に合わせて、同じ宛先に次のタイトルで送付ください。

【メールタイトル】

【入札書パスワードの提出（社名●●）】調達管理番号 20c00481：業務名称「四国における民間企業海外展開アドバイザー業務」

- 3) 入札書にパスワード記載欄がありますが、2)でお知らせ頂くので記載不要です。
- 4) 以下(7)に記載するとおり、技術提案書については押印写の省略を可とする場合がありますが、入札書については押印写は必須となります。
- 5) 落札者には上記(3)提出書類の原本（押印付）を別途、提出頂きます。
- 6) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので1回あたりのメールの容量が4メガバイト以下になるよう、PDFデータを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますので、圧縮ソフトを利用されないようご注意ください。

(5) 技術提案書の記載事項

- 1) 技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書」、別紙「技術評価表」に記載した項目をすべて網羅してください。
- 2) 詳細は、「第3 技術提案書の作成要領」を参照ください。

(6) その他

- 1) メールで一旦提出された技術提案書 PDF 及び初回の入札書 PDF は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- 3) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

(7) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に提出されたとき。
 - 2) 記名、押印がないとき。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のための在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合は、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
 - 3) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
 - 4) 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります）
 - 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。
-

10. 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施

技術提案書のご提出後、提出全社に対して、以下のとおり、技術提案内容に関するプレゼンテーションの実施を依頼する予定です。詳細については、技術提案書提出者ごとに個別に連絡いたします。

- (1) 日時（予定）： 2020年10月30日（金）午後2時
 - (2) 実施場所（予定）： オンラインで実施します。
 - (3) 実施方法：
 - 1) 参加者に対しては、発注者から個別に Microsoft Teams のアドレスを送信します。
 - 2) 参加者からのプレゼンテーション（説明）時間は20分を上限とし、質疑応答の時間をあわせて、一参加者あたり、30分程度とします。ただし、参加者数による変更があり得ますので、予めご了承ください。プレゼンテーションの実施者は、原則、本件業務に総括的にかかわる者としてください。
 - 3) 当日は、技術提案書内容の要約版の事前提出及び使用を認めます。提出済みの技術提案書のみによる説明でも結構です。
-

11. 技術提案書の審査結果の通知

- (1) 技術提案書は、当機構において審査し技術提案書を提出した全者に対し、その結果をメールに添付した文書をもって通知します。2020年11月2日（月）までに結果が通知されない場合は、「4. (1) 書類等の提出先」にお問い合わせください。なお技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。
- (2) 入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。

- (3) 技術提案書の審査の結果、不合格の通知を受けた者は、機構に対して不合格となった理由について、説明を求めることができます。詳細は、「19. その他(6)」を参照ください。
-

12. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

入札執行（入札会）にて、技術提案書の審査に合格した者の提出した入札書を開札します。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、JICA 四国のみで入札会を実施します。当機構契約事務取扱細則第 14 条「契約担当役は、競争入札を執行しようとする場合は、競争に参加する者（以下「入札者」という。）を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする」を適用し、予定されていた入札会に代わり当機構のみで入札会を開催することを原則とします。その場合には、入札結果を入札者に個別に連絡します。また、開札の結果、再入札が必要となった場合には下記(3)のとおりとします。

- (1) 日時： 2020 年 11 月 9 日（月）午後 2 時から
 - (2) 場所： JICA 四国
 - (3) 再入札の実施
すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は再入札（最大で 2 回）を実施します。再入札は、初回入札に続けて実施しますので上記日時に再入札書をメールで送付できるようインターネット環境が整っている場所で待機ください。
-

13. 入札書

- (1) 第 1 回目の入札書（押印写付）はパスワード付き PDF をメールに添付して提出ください。
- (2) 第 1 回目の入札書 は入札会の日時に合わせて入札者から提出されるパスワードで開札します
- (3) 第 1 回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めてください。
- (4) 機構からの指示により再入札の入札書（押印写付）は、入札件名、入札金額を記入して、パスワード付き PDF をメールに添付して提出ください。なお、別メールによるパスワードは機構から指示があるまで提出しないでください。
 - 1) 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。

- 2) 代理人を定める場合は、委任状を再入札書と同時に提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - 3) 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。
 - (5) 入札金額は円単位で記入してください。記入に際しては、桁取り誤り、宛先（発注者名）の記入ミス等に十分注意して応札してください。なお、千止めではありませんので端数（1円単位）までご記入ください。
例：123,456,789円⇒123,456,789円で入札してください。
 - (6) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）をもって行います。
 - (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。
 - (8) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消すことが出来ません。
 - (9) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
 - (10) 入札保証金は免除します。
-

14. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
 - (3) 委任状を提出しない代理人による入札
 - (4) 記名押印を欠く入札
 - (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
 - (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 明らかに連合によると認められる入札
 - (8) 同一入札者による複数の入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札
 - (10) 条件が付されている入札
-

15. 落札者の決定方法

総合評価落札方式（加算方式）により落札者を決定します。

- (1) 評価項目
評価対象とする項目は、第2.業務仕様書の別紙評価表の評価項目及び入札価格です。

(2) **評価配点**

評価は 300 点満点とし、技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ次のとおりとします。

技術点 200 点

価格点 100 点

(3) **評価方法**

1) **技術評価**

「第 2 業務仕様書」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数点以下第一位まで採点）し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。	50%未満

なお、技術評価点が 50%、つまり 200 満点中 100 点（「基準点」という。）を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合は、「10. 技術提案書の評価結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

2) **価格評価**

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第二位を四捨五入します。

価格評価点 = (予定価格 - 入札価格) / 予定価格 × (100 点)

3) **総合評価**

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

(4) **落札者の決定**

機構が設定した予定価格を超えない入札価格を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が 2 者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した技術提案書に不備が発見され、上記 9. (7)に基づき「無効」と判断された場合
- 2) その者が提出した入札書に不備が発見され、上記 14. に基づき「無効」と判断された場合
- 3) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

16. 入札執行（入札会）手順等

「12. 入札執行（入札会）の日時及び場所等」に記した通り、新型コロナウイルス感染拡大防止のため入札会は、入札者の立ち会いなく発注者のみで開札することとします。具体的には発注者の入札執行者、入札事務担当者、入札執行事務の関係のない職員立ち会いのもとで開札します。開札の結果については入札者に個別にメールで報告します。

(1) 入札会の手順

1) 機構の入札立会者の確認

2) 技術評価点の発表

入札事務担当者が、入札者の技術評価点を発表します。

3) 開札及び入札書の内容確認

機構からの指示により再入札の入札書（押印写付）は、入札件名、入札金額を記入して、パスワード付き PDF をメールに添付して上記 4. (1)までご提出ください。なお、別メールによるパスワードは機構から指示があるまで提出しないでください。

4) 入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を読み上げます。

5) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金額と照合します。

6) 落札者の発表等

入札会において、入札執行者が予定価格を超えない全入札書について、上記「15. 落札者の決定方法」に記載する方法で総合評価点を算出し、読み上げます。結果、総合評価点が一番高い者を「落札者」として宣言します。

価格点、総合評価点を算出しなくとも落札者が決定できる場合または予定価格の制限に達した価格の入札がない場合（不調）は、入札執行者が「落札」または「不調」を発表します。

7) 再入札

「不調」の場合には再入札を行います。再入札を 2 回（初回入札 1 回、再入札 2 回、計 3 回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、メールで上記 4. (1) の宛先に送信してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 不落随意契約

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

17. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者からは、入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。

(2) 「第 5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。

(3) 契約条件、条文については、「第 5 契約書（案）」を参照してください。なお落契約書（案）の文言に質問等がある場合は、上記「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。

(4) 契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

18. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

19. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者以外の応札者による技術提案書等については、発注者が入札から2週間経過後に削除いたします。なお、機構は、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。
- (4) 技術審査で不合格となり入札会へ進めなかった者の事前提出済み入札書の電子データ（PDFのパスワードがないので機構では開封できません）は機構が責任をもって削除します。
- (5) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の審査の結果不合格の通知を受けた者は通知日から2週間以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日から2週間以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. (1) 書類等の提出先」までご連絡願います。
- (7) 辞退理由書
 - 1) 当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に技術提案書を提出されなかった者に対し、メール添付のPDFで辞退理由書の提出をお願いしております。

- 2) 辞退理由は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。
- 3) なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ありません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

第2 業務仕様書

この業務仕様書は、発注者が実施する「四国における民間企業海外展開支援アドバイザー業務」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景

近年、開発途上国への投資における民間企業の投資額は ODA を上回るようになっており、途上国の経済成長と持続的な社会発展・貧困削減における民間企業や民間資金の重要性は増すばかりで、民間セクターと ODA との連携のニーズは益々高まっている。

このような中、我が国の政策として、日本再興戦略では、新たに ODA を活用し、新興国等を含む途上国政府の事業を対象に、我が国中小企業等の優れた製品を使った技術協力を本格始動するとされた（2013年6月14日閣議決定）。さらに開発協力大綱（2015年2月20日閣議決定）では、我が国中小企業を含む民間企業と ODA との連携を強化し、開発途上国の経済発展を効果的に推進し、日本経済の成長にもつなげるように官民連携による開発協力を推進することとされている。

これらの政策に基づいて、発注者は、ODA を活用した民間企業との連携を強化しており、民間企業の海外展開支援事業（以下、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業等」）を実施している。同事業を促進する上で、四国における JICA の窓口として、地域の民間企業等に関する情報収集および関連事業を推進しているが、これらの業務の量と求められる質は年々増加、拡大していること、及び発注者にて採択後案件の案件監理数が増加する予定であるため、実施体制を強化することが急務となっている。また、発注者においては、四国の民間企業の海外展開促進と地域経済の活性化促進の両面を一層効果的に実現するために、「新輸出大国コンソーシアム」に参加する他、各県自治体、JETRO、地域金融機関等とも協働し、オール四国の一員として当該支援事業に取り組んでいる。

特に高知県では、2016年より高知県商工労働部が中心となり、県庁内に高知県産業振興センター、高知県工業会、JETRO 高知、地域金融機関、発注者等が参加する「高知県海外展開・ODA 案件化サポートチーム」を設立・運営し、ODA を活用した県内民間企業の海外展開を積極的に支援しており、発注者も同県に対して「海外展開支援アドバイザー」（個人コンサルタント）を2014年度以降、継続的に配置している。同チームでの支援の結果、高知県での採択企業件数は四国トップとなっているが、有力企業からの応募が一巡しており、更なる優良企業の発掘が求められている。他方、愛媛県においては、海外展開に意欲のある事業者が多数存在することは確認できているもの

の、事業者数における採択件数比率が四国4県で一番低い。同県における JICA 事業の認知度向上、新規企業の発掘が求められている状況にある。

また、JICA が 2020 年 6 月に公表した「中小企業・SDGs ビジネス支援事業に係る事後モニタリング調査」では同事業を活用した企業の 3 割程度が海外展開を断念したという調査結果がある中で、四国圏においても、既に JICA 事業を活用した複数の企業に対してその状況を確認するとともに、その確認内容を踏まえ、新規案件形成において質の高いコンサルテーションの推進や関連支援機関・自治体との連携強化が求められている。

2. 業務の目的

四国における JICA 支援事業の認知度を高めるとともに、関連支援機関・自治体との連携強化や質の高いコンサルテーションに基づく高い採択率および海外展開の実現に係る確度の高い案件形成の促進を目的・成果とする。

3. 業務履行期間（予定）

2020 年 11 月 24 日から 2022 年 3 月 31 日（複数年度契約）

4. 業務の内容

発注者と連絡調整をしつつ以下の業務を行う。なお、受注者は四国4県を対象とするが、愛媛県・高知県を主に対象することとする。採択後の案件については JICA 民間連携事業部もしくは発注者が案件監理を行う。

(1) 民間企業対応業務

- 1) 中小企業・SDGs ビジネス支援事業等に関する情報提供等のコンサルテーション（制度概要・事例紹介・公示情報・企画書作成上の留意点・審査基準等の説明、中小企業等とコンサルタントのマッチングサービス紹介等）を行う。（想定件数：50件/年）
- 2) 企業のニーズに応じて JICA 海外協力隊（民間連携）の紹介、ODA 案件化相談への対応、関連支援機関・自治体の海外展開支援メニューに係る情報提供、支援機関担当者紹介等、総合的なコンサルテーションを通じ企業の海外展開を支援する。（想定件数：50件程度/年）

- 3) 中小企業・SDGsビジネス支援事業等実施済み企業に対して、訪問・面談等によるフォローアップ調査（ビジネス開始・継続状況確認、JICA制度に対する意見・要望、ビジネス展開の要因分析等）を行う。（最大15社程度/年）
- 4) 発注者が指示する中小企業・SDGsビジネス支援事業等の促進、管理（モニタリング、フォローアップ等）、制度調査、及びODA事業の動向調査等のための国内外への出張を行う。海外出張については、発注者主催の民間連携視察調査団、高知県庁等自治体による県内企業の海外展開を促進するための海外出張に同行する。四国内出張については、愛媛県を中心に当該県の企業からの直接問い合わせや各県支援機関・自治体からの紹介があった企業への訪問、各県支援機関・自治体との意見交換や情報収集を行う。その他地域については、ODA案件化相談に関連する企業製品・技術の開発コンサルタント企業・その他ドナー等への展開可能性に関する情報収集や、JICA本部への訪問を行う。（海外出張：3回/年、四国内出張：48回/年、その他地域：12回/年）
- 5) 発注者が指示する中小企業・SDGsビジネス支援事業等採択企業のキックオフミーティング、中間報告会、最終報告会等に参加する。発注者が主管となる案件については議事録を作成する。（30回程度/年）
- 6) 上記1)～4)を実施する際は、原則発注者に対し事前の情報共有を行い、承認を得る。発注者が参加する場合があるが、遠隔での参加が必要な場合にはその環境のセッティングを行う。また、個別相談に関する面談録を作成のうえ、発注者に提出し、相談企業のニーズに応じた継続的な助言や対象国に関する情報の提供といった適切な支援を実施する。

(2) セミナー・イベント対応

- 1) 中小企業・SDGsビジネス支援事業等（広くSDGsをテーマとするセミナーも含む）に関連するセミナー・イベント等を開催し、企画立案、会場手配、講師選定・調整、参加者募集（集客）、開催当日の運営、議事録作成、プレゼン資料作成、開催後のアンケート集計等）を行う。具体的なテーマについては、その都度発注者と協議のうえ決定する。また、関連支援機関・自治体が実施する勉強会等に登壇し、中小企業・SDGsビジネス支援事業等、JICA海外協力隊（民間連携）等JICA支援事業の説明を行う。（3回程度/年）
- 2) ODA・海外展開等がテーマのイベント（高知ものづくり総合技術展、徳島ビジネスチャレンジメッセ等）に発注者としてブースを出展し、来場者に対して中小企業・SDGsビジネス支援事業等、JICA海外協力隊（民間連携）等JICA支援事業の情報提供を行う。ブース出展に関しては、主催事務局への申し込みのほか、資料準備、当日の運営、搬出入を行う。（2回程度/年）また、関連支援機関・

自治体が主催するその他のイベント・セミナー等についても、発注者が指示する場合は関係者と連携し、開催に係る実施支援をする。

(3) 関連支援機関・自治体との連携促進業務

- 1) 関連支援機関・自治体との連携強化の中で、新規優良企業の発掘及び中小企業・SDGsビジネス支援事業等の各スキームへの応募・採択増加、同事業後の海外展開につながる連携策を協議・実行する。
- 2) 関連支援機関・自治体への定期的な訪問による情報交換、各種支援事業・助成事業等の情報収集を行い、データを整理し、各種報告書に取りまとめ提出する。受託者の業務従事者を配置予定の高知県商工労働部工業振興課については日常業務として情報交換を実施する。
- 3) 高知県海外展開・ODA案件化サポートチームに関連する会議の実施支援（会場設営、資料準備、議事録作成等）、参加を行う。（4回/年）
- 4) 愛媛県・高知県の関連支援機関との連携業務に係る支援（協議への代理出席、同席、議事録作成等）を行う。
- 5) 徳島県・香川県についても関連支援機関との連携業務に係る支援（協議への代理出席、同席、議事録作成等）を行う。

表1 愛媛県・高知県における主な関連支援機関・自治体一覧表

名称
高知県商工労働部工業振興課（海外展開・ODA案件化サポートチーム※） ※高知県商工労働部工業振興課、公益財団法人高知県産業振興センター、JETRO高知、中小機構四国、地域金融機関、高知県工業会、発注者等
愛媛県経済労働部産業政策課
松山商工会議所
独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）高知、愛媛
連携協定締結金融機関（四国銀行、伊予銀行、愛媛銀行）

表2 徳島県・香川県における主な関連支援機関・自治体一覧表

名称
四国経済産業局（新輸出大国コンソーシアム四国）
独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）香川、徳島
独立行政法人中小企業基盤整備機構四国本部
香川県商工労働部産業政策課
公益財団法人かがわ産業支援財団
徳島県商工労働観光部商工政策課（とくしま海外展開支援プラットフォーム）
公益財団法人とくしま産業振興機構
連携協定締結金融機関（百十四銀行、阿波銀行）

(4) その他

- 1) 発注者が行う民間連携に関する定期的な内部連絡会に出席し、活動報告及び意見交換を通じて関係者間の情報共有を促進する。(1回/月)
 - 2) 四国企業同士での共同企業体(JV)での案件形成の可能性について調査し、発注者に報告する。
 - 3) JICA本部における民間連携に関する会議や研修(例:金融機関連携に関する会議、担当者研修等)に出席し、活動報告及び意見交換を行う。(2回/年)
 - 4) JICAが特に指示した業務や事項に対する対応、アドバイスをを行う。
-

5. 想定する業務人月、業務対象地域、配属場所

(1) 業務人月

想定する業務人月19人月(業務総括者2号2人月及び業務従事者3号17人月、合計19人月を想定。国内業務が中心となることから、1人月については20人日で想定。)

なお、人員配置については上記を想定しているが、複数人でのローテーション体制等、より有効的な配置方法を検討している場合には技術提案書にて提案することを可能とする。ただしこの場合であっても、契約締結時における業務人月数の上限は上記のとおりとする。

(2) 業務対象地域

- 1) 四国。主として愛媛県、高知県を対象とするが、四国全域における案件形成、フォローアップを行う。
- 2) 国内及び海外
国内(四国以外の地域)については、必要な業務がある場合、出張を認める。海外については、年間3回程度(1回につき1週間程度)の出張を想定している。出張先国については、契約締結後に協議の上、決定する。

(3) 配属場所

- 1) 発注者及び高知県商工労働部との連携に基づき、同部工業振興課に受託者の業務従事者を配属する。
 - 2) その他、発注者が指定する四国圏内の配属場所。
-

6. 業務実施上の留意事項

- (1) 高知県に配属する業務従事者は発注者が別途同県と締結する協定に基づき設定している同県庁商工労働部内のデスクに席を置き、出張、外勤等がない場合は原則

同デスクにて業務を実施する。受注者が高知県非居住者を同県に常駐させる場合、一定の費用負担を契約経費に計上することを妨げない（「第4 経費にかかる留意点」を参照のこと）

- (2) 高知県商工労働部を中心とした高知県海外展開・ODA 案件化サポートチームメンバー等との日常的な情報交換、円滑なコミュニケーションを行う。
- (3) 企業コンサルティングにおいて、都市部に比べて相談件数が限られることが想定されるが、熟度の高い案件形成を目指すべく、開発途上国の開発課題の情報提供並びに海外ビジネス展開の視点を含めた助言を行う。
- (4) 受注者の業務従事者においては、「海外展開支援アドバイザー」としての名称を付与する。
- (5) 企業のビジネス上の機微な情報等を扱うことが想定されるため、機密を保持できる十分な体制を有すること。また当該業務により知り得た情報については、本業務の業務総括者、業務従事者の担当部署以外の従業員及び役員、受注者の株主及び親会社を始めとする関連会社等に、一切情報共有を行わない。但し、企業の同意を得た場合はこの限りではない。
- (6) JICA「民間企業とコンサルタント等のマッチング相談窓口」等を経て業務総括者、業務従事者の以外の受注者の従業員又は関係者が結果的に外部人材になることを妨げない。なお、外部人材になるべき専門家人材等が少ない分野等であり、かつ受注者の従業員又は関係者しか外部人材がいない等の特殊なコンサルティング案件である場合、発注者との間での事前の文書での確認を行った場合に限り、受注者の従業員又は関係者を紹介をすることを妨げない。
- (7) 受注者は本件契約期間終了以降に本件業務を受注して実施する法人・個人に対して、必要な引継ぎを行わなければならない。
- (8) 新型コロナウイルスの影響により、計画していた業務が制限される場合には、発注者と協議のうえ、業務内容を検討する。

7. 成果物・業務提出物等

(1) 業務計画書

- 1) 記載事項： 業務の概要、実施体制、業務実施計画（基本方針、民間企業対応、イベント・セミナー、関連支援機関との連携業務等各推進事項）
- 2) 提出時期： 契約締結日から 10 営業日以内

(2) 月間業務計画

- 1) 記載事項： 業務 TOR 全体
- 2) 提出時期： 毎月

(3) 月間業務報告書

- 1) 記載事項： 業務 TOR 全体
 - 2) 時期： 毎月（なお、相談会、セミナー、コンサルテーション等のうち特筆すべき内容、イベントがあれば、提出時期に関わらず発注者の指示に基づき業務毎に提出）
- (4) フォローアップ調査報告書**
- 1) 記載事項： ビジネス開始・継続状況確認、JICA 制度に対する意見・要望、ビジネス展開の要因分析等
 - 2) 提出時期： 年 1 回（発注者との調整により時期を決定）
- (5) 四半期業務報告書**
- 1) 記載事項： 業務の概要、活動の進捗状況
 - 2) 提出時期： 2020 年 12 月以降、各四半期の末日
- (6) 業務完了報告書**
- 1) 記載事項： 業務の概要、活動の総括と達成状況、各活動の達成状況と分析、業務に係る教訓・提言等
 - 2) 添付資料： 活動実績リスト（民間企業対応、イベント・セミナー等）、対象地域の経済指標等をまとめたデータベース
 - 3) 提出時期： 業務完了時

第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下の通りです。技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応札者独自の様式を用いていただいても結構です。

なお、「第2 業務仕様書 5. (1) 業務人月」に記載の通り、複数人でのローテーション体制等、より有効的な配置方法を提案する場合は「2) 業務実施方針等」に方法、体制等を記載のうえ、「3) 業務総括者、業務従事者の経験・能力等 a)～c)」の分量×人数分をご提出ください。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

(1) 構成・分量

項目	様式	分量
1) 応札者の経験・能力等 a) 類似業務の経験（一覧リスト） b) 類似業務の経験（個別）	a) 様式1（その1） b) 様式1（その2）	a) A4 1 ページ以内 b) A4 2 ページ以内
2) 業務の実施方針等 a) 業務実施の基本方針・方法 b) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制） c) 業務実施スケジュール	任意様式	A4 12 ページ以内
3) 業務総括者、業務従事者の経験・能力等 a) 業務総括者、業務従事者の推薦理由 b) 業務総括者、業務従事者の経歴 c) 特記すべき類似業務の経験	a) 任意書式 b) 様式2（その1、2） c) 様式2（その3）	a) 各 A4 2 ページ以内 b) 各 A4 2 ページ以内 c) 各 A4 3 ページ以内

(2) 体裁

技術提案書（簡易プロポーザル）はワープロ打ち、両面印刷、ホチキス止めとする。ファイルやバインダーに綴じる必要はありません。表紙に、業務名、提出年月日（西暦）、法人名、国際協力人材登録番号等を記述してください。

2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

本業務に係る技術提案書作成に際して留意頂くべき要件・事項について、以下のとおり整理します。

(1) 応札者の経験・能力等

自社が業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応札者の類似業務の経験について記述願います。

1) 類似業務の経験

類似業務とは、業務の分野、サービスの種類、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該業務の実施に際して活用できる業務を指します。原則として、過去10年程度の実績を対象とし、最大でも10件以内としてください。また、業務実績の中から、当該業務に最も類似すると思われる実績（特にODA事業を含む企業の海外展開支援に係る実績を評価）を3件以内で選び、それらの業務内容、活動内容、成果、当該業務との類似点を記述ください。特に、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述してください。

(2) 業務の実施方針等

業務仕様書に対する、応札者が提案する業務の基本方針、業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述してください。

1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法

- a) 業務仕様書について内容及び目的を理解したうえで、どのような方針・方法で業務に臨むのか、また、どのような事柄に留意し業務を実施するのかを業務ごとに提案願います。
- b) 提案にあたっては、本説明書に示した業務内容を基本とし、応札者の特徴を活かした提案内容としてください。
- c) 特に、本業務では、新規優良企業の発掘に加え、質の高いコンサルティングによる熟度の高い案件形成や各企業のニーズに応じたフォローアップの充実（一気通貫の支援）といったサービスの「質」の向上を重視しています。これを踏まえ本業務の目的、期待される成果に照らして、適切かつ効果的な業務実施の基本方針、実施方法を提案願います。
- d) 四国（特に高知県及び愛媛県）における民間企業の海外展開に係る現状・課題分析及びそれに対して本業務を通じた課題解決方法をご提案願います。
- e) また、実施方法については、具体的な手法及び手順ならびにその頻度（目安）を検討し、技術提案書に記述ください。

2) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）

業務仕様書に記載の業務全体を、どのような実施（管理）体制、要員計画（業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等）等で実施するのか、提案願います。

3) 業務実施スケジュール

業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。

(3) 業務総括者、業務従事者の経験・能力等

業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、業務を総括する方及び主な業務従事者の方の経験・能力等について記述願います。また、応募者が個人の場合は、業務総括者兼従事者としての経験・能力について記述願います。

1) 業務総括者、業務従事者の推薦理由

応募者が、業務総括者、業務従事者を推薦する理由を記載ください。

2) 業務総括者、業務従事者の経歴

以下の要領に従い、記載ください。

- a) 「取得資格」は、担当業務に関連する取得資格について、その資格名、分野やレベル、取得年月日を記載するとともに、可能な限りその認定証の写しを添付して下さい。
- b) 「学歴」は、最終学歴のみを記載ください。
- c) 「外国語」は、英語の資格名を記載してください。また、保有する資格の種類、スコア、取得年を記載下さい。
- d) 「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で簡潔に記載して下さい。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認（受理）通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。
- e) 「職歴」は、所属先を最近のものから時系列順に記載し、所属した主要会社・部・課名及び主な職務内容につき、簡潔に記載ください。
- f) 「業務従事等経験」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で、簡潔に記載して下さい。
- g) 「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に示すようにして下さい。
- h) 「研修実績等」については、担当業務に関連する研修歴を記載し、可能な限りその認定書等の写しを添付願います。

i) 職歴、業務等従事経験が、「様式2(その1)」だけでは記載しきれない場合には、「様式2(その2)」に記入して下さい。

3) 特記すべき類似業務の経験

記載にあたっては、当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から、業務総括者、業務従事者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的にわかるように、「様式2(その3)」に業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について記述ください。

3. その他

技術提案書等の作成、提出に対しては、報酬、経費は支払いません。

別紙：評価表（評価項目一覧表）

評価表（評価項目一覧表）

評価項目	評価基準（視点）	配点
1. 応札者の経験・能力等		40
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。 ● 特に評価する類似案件としては、JICA関連業務、民間企業の海外展開支援業務に関する各種支援業務とする。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	40
2. 業務の実施方針等		70
(1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ● 提案にあたっては、本説明書に示した業務内容を基本としつつ、応札者の特徴を活かした提案内容となっているか。 ● 特に、本業務では、新規優良企業の発掘に加え、質の高いコンサルティングによる熟度の高い案件形成や各企業のニーズに応じたフォローアップの充実（一気通貫の支援）といったサービスの「質」の向上を重視している。これを踏まえ本業務の目的、期待される成果に照らして、適切かつ効果的な業務実施の基本方針が提案されているか。 ● 提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか。 ● 四国（特に高知県及び愛媛県）における民間企業の海外展開に係る現状・課題分析及びそれに対して本業務を通じた課題解決方法が提案されているか。 	50
(2) 業務実施体制、要員計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。 ● 途上国の開発課題、海外展開支援双方の視点でのコンサルティングが求められており、体制としてバランスがとれているか。 ● 具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか。 	20
3. 業務総括者、業務従事者の経験・能力		90
(1) 業務総括者		
1) 経験、能力	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。 ● 特に評価する類似案件としては、JICA関連業務、民間企業の海外展開支援業務に関する各種支援業務、海外ビジネス実務経験とする。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	20

2) その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。 ● その他、業務に関連する項目があれば評価する。 	10
(2) 業務総従事者		
1) 経験、能力	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。 ● 特に評価する類似案件としては、JICA関連業務、民間企業の海外展開支援業務に関する各種支援業務、海外ビジネス実務経験とする。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	50
2) その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。 ● その他、業務に関連する項目があれば評価する。 	10

合計 200点

第4 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書案に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成の一例です。

1) 業務の対価（報酬）
報酬とする下記①及び②については、下記のとおり JICA 調達・派遣業務部作成の 2020 年 4 月版「民間連携事業業務委託契約経理処理（積算）ガイドライン」を適用します。なお国内業務が主たる業務であることに鑑み、「その他原価」は適用しません。

① 直接人件費

なお業務総括については 2 号、業務従事者については 3 号のそれぞれの月額単価を 20 人日で割った金額を上限とします。

② 一般管理費等

直接人件費合計額の最大 40%までを認めます。ただし、個人事業主が本件業務を落札した場合、一般管理費等は報酬として計上できません。

2) 直接経費

当該業務の実施にあたって支出が想定される直接経費は、次のとおりです。下記(3)もあわせてご確認ください。

① 主たる業務従事者の高知県配属にかかる経費（日当及び宿泊費。又は家賃補助）

② 業務総括の出張にかかる日当及び宿泊費

③ 業務総括者及び業務従事者の国内外の出張旅費

④ セミナー等イベント開催経費

(2) 入札金額

「第 1. 入札手続き 13. 入札書(6)」のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載願います。価格の競争はこの金額で行います。なお、入札金額の全体に 100 分の 10 に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

(3) 定額で見積る直接経費

直接経費については、11,352,400円（定額）を計上してください。

当該経費は、入札時点でその適切な見積もりが困難であることから、定額で入札金額に計上することにより、価格競争の対象としません。ただし、本経費については、落札者との契約交渉において金額及び精算方法を定めます。

また、契約期間中に増額が必要となる場合には発注者、受注者双方で協議し、当該部分について増額の契約変更を行うことを可とします。

以下、内訳です。

【直接経費】

日当、宿泊費の単価については、JICA 調達・派遣業務部作成の2020年4月版「民間連携事業業務委託契約経理処理（積算）ガイドライン」に定める単価を適用します。

概算費用項目	金額	内容	備考
1. 業務従事者の四国・高知出張にかかる日当及び宿泊費	5,236,000円	業務従事者が高知県/四国に17か月間常駐する際、出張ベースとする場合の概算。	業務従事者が賃貸借住宅を契約する場合、左記金額は低減する。また、入札書類提出の段階で高知県居住者が業務従事者となる場合、当該費用は契約で計上しません。
2. 業務総括者の四国・高知出張にかかる日当及び宿泊費	392,400円	業務総括者については、四国における業務日数を計上した2人月の75%（=30日）として計算。	—
3. 業務総括者及び業務従事者による国内外の主張旅費	4,224,000円	高知県高知市を拠点に、四国圏内出張、国内出張、海外出張する際の費用を計上。	国内出張におけるレンタカー備上費用を計上している。また、海外出張については、東京-ベトナム往復を標準としている。
4. 事業実施にかかる実費	1,500,000円	セミナー等イベント開催経費、報告書作成、報告書Web掲載にかかる費用等。	—
合計	11,352,400円		

2. 請求金額の確定の方法

- (1) 経費の確定及び支払については、四半期ごとを原則としますが、各年度末（最終年度は業務完了後）の一括払いを又は半期ごとの後払いも可とします。
 - (2) 受注者には、各年度の業務完了後、発注者に対し、業務完了届及び経費精算報告書を提出頂きます。業務の完了や成果物等の検査に合格し、精算金額の確定を受けた後、発注者は受注者からの請求に基づき支払を行います。詳細については、添付の契約書（案）をご参照ください。
-

3. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに発注者と相談して下さい。
- (3) 謝金の支払いを実施していただく際、支払相手方が個人の場合には、原則として源泉徴収の手続きを実施していただく必要があります。業務内容によっては、旅費・交通費についても源泉徴収の対象となります。詳細は、発注者に確認下さい。

第5 契約書 (案)

業務委託契約書

1. 業務名称 四国における民間企業海外展開支援アドバイザー業務
2. 契約金額 金00,000,000円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)
3. 履行期間 2020年●●月●●日から
2021年 3月31日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構 四国センター 契約担当役
所長 ●●● (以下「発注者」という。)と●●●● ●●●●● ●●●● (以下「受
注者」という。)とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって
契約 (以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものと
する。

(総 則)

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書I「業務仕様書」(以下「業
務仕様書」という。)に定義する業務を、善良な管理者の注意義務をもって誠実に
履行し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を実
施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定める
ものとする。
 - 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」(以下「消費税等」とい
う。)とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第
226号)の規定に基づくものである。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日
以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、
法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が
行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び業務の実施(安全対策を含む。)に関し、受注者から発注者に
提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を経
由して提出するものとする。
 - 6 前項の書類は、第5条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出され
たものとみなす。

7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

(業務計画書)

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。)以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

第4条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。

(1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。

(2) 発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(3) 第18条第1項第8号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

(監督職員)

第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構四国センター業務課長の職にある者を監督職員と定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

(1) 第1条第5項に定める書類の受理

(2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

(3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

(1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

(2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

(3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。

5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。

6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本契約の業務の履行状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

第6条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。

2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(業務内容の変更)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受け

たときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。

- 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

第8条 業務の実施において生じた損害（本契約で別に定める場合を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前二項の場合において、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第10条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第14条に規定する経費確定（精算）報告書に代えて、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」（以下「契約金額内訳書」という。）に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。

- 2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、当該部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。

- 3 発注者は、前2項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第11条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに

損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果物等の取扱い)

- 第 12 条 受注者は、業務仕様書に成果物（以下「成果物」という。）が規定されている場合は、成果物を、業務仕様書に成果物が規定されていない場合は、業務実施報告書（以下「業務実施報告書」という。）を、第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第 10 条第 3 項に規定する検査を受けるものとする。
- 2 前項の場合において、第 10 条第 3 項に定める検査の結果、成果物及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第 10 条第 3 項の規定を準用する。
 - 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物（以下、「業務提出物」という。）が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
 - 4 受注者が提出した成果物、業務実施報告書及び業務提出物（以下総称して「成果物等」という。）の所有権は、それぞれ第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。
 - 5 受注者が提出した成果物等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。
 - 6 前項の規定は、第 11 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

(成果物等の瑕疵担保)

- 第 13 条 発注者は、前条第 4 項による所有権の移転後において、当該成果物等に瑕疵が発見された場合は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び 2 項の検査の合格をもって免れるものではない。
 - 3 第 1 項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条第 4 項の所有権の移転後、1 年以内に行わなければならない。

(経費の確定)

第 14 条 受注者は、各四半期の業務の完了後、発注者に対し、経費確定（精算）報告書（以下「経費報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

2 受注者は、第 10 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、第 1 項及び第 2 項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、経費報告書を受領した日の翌日から起算して 30 日以内に、これを受注者に通知しなければならない。

5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

（1）業務の対価（報酬）

契約金額の範囲内において、定められた単価及び実績による。

（2）直接経費

契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。

ただし、日当・宿泊料、国内旅費（その他対象となる経費を記載。）については、契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。

6 受注者は、発注者から前項の直接経費に係る証拠書類の提出の省略を認められた場合は、これらを整備し、履行期間の満了した事業年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年の間、自らこれを保管し、発注者からの要求があったときは、遅滞なく原本を提示しなければならない。

（支払）

第 15 条 受注者は、第 10 条第 3 項による検査に合格し、前条第 4 項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に支払を行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受領した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

（履行遅滞の場合における損害の賠償）

第 16 条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品の引き渡しを請求することができる。

2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が支払義務を負う契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

第 17 条 自然災害(感染症含む)又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの(以下「不可抗力」という。)により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

(発注者の解除権)

第 18 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 受注者が第 20 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。

(4) 第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。

(5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。

(6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。

(7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。

(8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新

聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。

- イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会勢力」という。）であると認められるとき。
- ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
- ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第4号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第19条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受注者の解除権)

第 20 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第 21 条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなければならない。

(調査・措置)

第 22 条 受注者が、第 18 条第 1 項各号又は第 23 条第 1 項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

3 発注者は、第 18 条第 1 項各号又は第 23 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 23 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行

期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)

- (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下、「独占禁止法」）第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
 - (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めたとし、ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
 - (6) 第14条に定める経費確定（精算）報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
 - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるとときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
 - 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第18条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
 - 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第8項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
 - (2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者

- 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

（賠償金等の徴収）

- 第 24 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年 2.7 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。
- 2 前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持）

- 第 25 条 受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの
 - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
 - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
 - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
 - 3 受注者は、本契約の業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
 - 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（個人情報保護）

- 第26条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。）第2条第5項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
- （1）業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
 - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
 - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
 - （2）業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
 - （3）保有個人情報の管理責任者を定めること。
 - （4）保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則（平成17年細則（総）第11号）を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
 - （5）発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
 - （6）保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
 - （7）受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(情報セキュリティ)

第27条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程(平成29年規程(情)第14号)及び情報セキュリティ管理細則(平成29年細則(情)第11号)を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第28条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第29条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(海外での安全対策)

第30条 業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第28条及び前条の規定を踏まえ、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。

(1) 業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、業務従事者等の派遣事務(航空券及び日当・宿泊料の支給)を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。

- ・ 死亡・後遺障害 3,000万円(以上)
- ・ 治療・救援費用 5,000万円(以上)

(2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者等が3カ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。

(3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者等の渡航情報を登録する。

(4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト(国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER)上で提供する安全対策研修(Web版)を業務従事者等

に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りではない。

(5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。

2 第 28 条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、受注者の業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

（業務引継に関する留意事項）

第 31 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによることに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

（契約の公表）

第 32 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近 3 カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

（準拠法）

第 33 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 34 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

(合意管轄)

第 35 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

20●●年●●月●●日

発注者

受注者

香川県高松市鍛冶屋町 3 番地

独立行政法人国際協力機構

四国センター

契約担当役

所長

●● ●●

様式集

<参考様式>

	項目	様式
1	入札説明書の配布	各種書類受領書（次ページに PDF でも添付しています）
2	質問（回答）	質問書
3	競争参加資格の確認・結果通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争参加資格確認申請書 ・ 委任状 ・ 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
4	技術提案書提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術提案書表紙 ・ 技術提案書参考様式（別の様式でも提出可） ・ 辞退理由書
5	入札	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委任状（上記「競争参加資格の確認・結果通知」における委任状と内容が異なります） ・ 入札書 ・ 入札書（代理人ありの場合）

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- ・ 宛先：独立行政法人国際協力機構 四国センター 契約担当役 所長
- ・ 業務名称：四国における民間企業海外展開支援アドバイザー業務
- ・ 調達管理番号：20c00481
- ・ 公告日：2020年9月28日

各種書類受領書

(国内向け物品・役務の調達)

以下に記入のうえ2部作成し、書類とともにご提出ください(手書き可)。

※国契-〇〇-〇〇〇 もしくは 調達管理番号△△△△△△△△△△は入札説明書にいずれかが記載されていますので、どちらか一方を入れてください(2020年度以降は、調達管理番号のみになります)。

公告番号※			
業務名称			
貴社名			
ご担当者部署名		ご担当者名	
メールアドレス	@	電話番号	- -

提出書類(□にチェックを入れてください)

競争参加資格確認申請

【1】全案件に共通に必要な書類

競争参加資格確認申請書(所定の様式)

全省庁統一資格審査結果通知書(写)

資格確認結果通知返信用封筒(定形サイズ。所定料金の切手貼付)

共同企業体結成届及び共同企業体構成員の資格確認書類(共同企業体を結成する場合)

【2】入札/企画競争説明書に記載がある場合に必要書類

財務諸表(決算が確定した過去3会計年度分)

秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則

競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図

競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率

競争参加者の取締役(監査等委員を含む。)の略歴

情報セキュリティに関する資格・認証等(取得している場合)

その他(書類名をご記入ください)

()

下見積書(正1部)

以下、調達方式に応じ、入札/企画競争説明書に記載されている場合

「最低価格落札方式」(原則として、競争参加資格確認申請書提出時)

類似業務実績一覧表

配置予定者の経歴書

その他の資格要件証明書類(写)(名称:)

「総合評価落札方式」(原則として、技術提案書提出時)

技術提案書(正1部、写部)

入札書(厳封1部)

技術審査結果通知返信用封筒(定形サイズ。所定料金の切手貼付)

「企画競争」(原則として、プロポーザル提出時)

プロポーザル(正1部、写部)

見積書(正1部、写1部)

評価結果通知返信用封筒(定形サイズ。所定料金の切手貼付)

機密保持誓約書

その他(書類名をご記入ください)

()

配布/貸与資料の受領(配布期間: / ~ /)

受領済み資料の返却

独立行政法人国際協力機構 調達部受領印